

広報

第986号

# いながわ

10月

令和3年  
(2021年)



おめでとう  
ございます！

9月は敬老月間「111歳の木原アイコさん(つつじが丘)」が兵庫県阪神北地域最高齢に認定されました

特集

誰もが安心して  
暮らせる社会づくりへ  
～保護司を中心とした更生保護活動～

TOPICS

新型コロナ関連情報

8

国史跡 多田銀銅山 企画展 鉱山を掘る

12

瞬(ときめき) 岸本 恵実さん

25

いながわ特派員報告

今年のお米は特に上等やで！

28



猪名川町の秋の風物詩「そばの花」(鎌倉)

# 誰もが安心して暮らせる社会づくりへ

## ～保護司を中心とした更生保護活動～

日本には、罪を犯した人や非行のある少年を社会の中で見守り、支援することによって、その再犯を防いだり、これらの人々が自立し改善更生することを助ける「更生保護」という制度があります。

今号では、更生保護の中で重要な役割を担っている「保護司」の活動にスポットを当て、地域社会における更生保護の必要性とその大切さについてお知らせします。

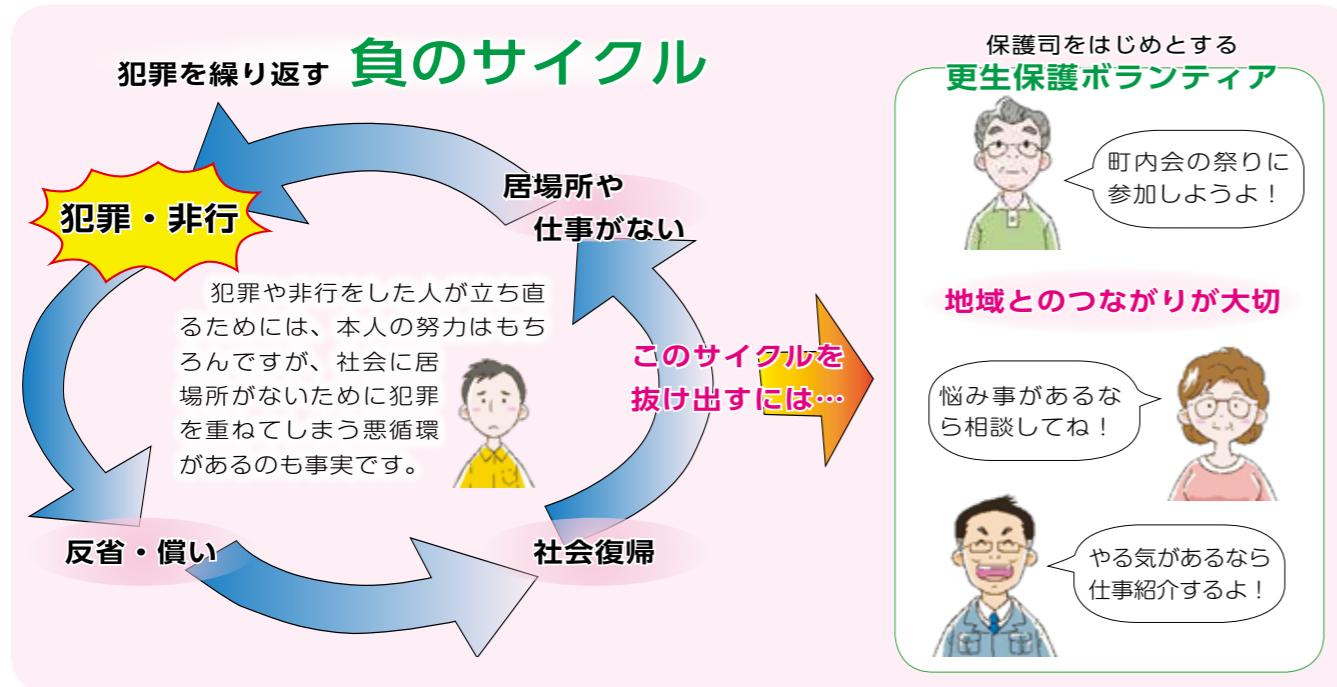
▼問合せ 福祉課 (☎766-8701)



## 更生保護と保護司の役割

更生保護は、罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることを防ぐための活動です。

このような人たちと地域の架け橋となるのが、保護司をはじめとする「更生保護ボランティア（7ページ）」の皆さんです。



保護司が対象者を担当できる期間は、あらかじめ法律で決まっています。担当期間が終わった後も、対象者が再び罪を犯さない生活を続けるためには、地域住民の皆さんの理解や温かい見守りが必要です。

**誰もが暮らしやすい社会づくりに向けて**

保護司は、保護観察所からの依頼を受け、地域で生活している対象者の見守りや支援を行います。具体的には、対象者と月に数回面談し、じっくりと話を聞く中で対象者が自分自身を冷静に振り返り、次の一步を踏み出すことができるよう働きかけます。時にはハローワークへ同行したり、家族との関係を調整することもあります。また、刑務所や少年院に入っている対象者の帰住先を調整する役割も担っています。

### 【保護司】の役割

罪を犯した人は、警察に検挙された後、裁判所で処分を言い渡されます。中には刑務所や少年院に入る人もいます。が、いずれは出所し、社会に戻らなければなりません。しかし、いざ社会に戻つても、仕事や住居がなく、身近に頼れる人がいなければ、「眞面目に頑張ろう」という意欲が失

**罪を犯した人が過ちを繰り返さないために**

せています。その結果、再び犯罪に手を染め、新たな被害者を生むことも少なくあります。こういった悪循環に少しでも歯止めをかけるため、保護観察所（法務省の機関）では、地域のボランティアである「保護司」の力を借りて、裁判所で処分を受けた人たち（以下、「対象者」）の社会復帰を支え、「対象者」の社会復帰を支える「更生保護」に取り組んでいます。



## Aさんと歩んだ日々

Aさんは、小学生の頃から不登校となり、中学生の頃には飲酒や喫煙、夜遊びなどの問題行動が見られました。15歳の時に窃盗事件を起こして少年院に送致され、その後、少年院を仮退院となり、保護観察を受けることとなりました。

Aさんは対人関係が苦手なようで、短期間で離転職を繰り返し、仕事が長続きしませんでした。面接では、我慢することの大切さ、感情をコントロールする方法を話しましたが、自分に過剰な自信があるAさんは、なかなか聞く耳を持ちませんでした。

それでも辛抱強く助言を続けると、徐々に素直に話を聞いてくれるようになりました。また、仕事も我慢強く続け、自身の目標を掲げることができるようにもなりました。その後、しばらくして保護観察期間が終了しましたが、現在も真面目に働き、地道な努力を継続しているようです。



保護司の人たちは、対象者やその家族とどのようなやり取りを行い、更生へと導くのでしょうか。実際の事例を紹介します（個人が特定されないよう配慮し、記載しています）。

## 刑務所を出た後の生活に向けて

Bさんは、中年の男性で、刑務所を出所後は高齢の父親と同居する予定でした。私がBさんの帰住先となる父親の元を訪ねると、父親はBさんのこれからることを考え、一緒に生活することを決意している様子でした。

しかし、Bさんの出所時期が近づくと、父親が「息子は私との同居生活が統ければ、イライラして粗暴な態度になるだろう」と不安を口にするようになりました。

私は、父親と一緒にBさんの面会に行きました。父親は、面会の中でBさんの悔い改めた態度が見られたことに安堵し、一緒に暮らす決意を新たにしてくれました。

Bさんは出所し、父親と一緒に暮らすようになりました。様子を見に行くと、2人の間には笑顔があり、互いの我慢や努力で立ち直りに向けて前進していると感じました。このまま本人が無事に更生し、社会復帰することを願っています。



## 対象者と向き合い思うこと

私にとって初めての対象者は17歳のCさんでした。初対面では上目遣いでこちらを見て、言葉もなく暗い表情をしていました。「Cさんがまっすぐにこちらを見て、笑顔で話が出来るように導きたい」と思い、面談では雑談しながら、常に優しく感謝を忘れないよう、仕事は誠意をもって取り組むようにと繰り返し助言しました。

数ヶ月が過ぎたころ、Cさんの顔がほころび、心なしかこちらを向いて話が出来るようになりました。保護観察が無事に終わった時、家族とも仲良く会話のある生活ができ、仕事も自信を持って頑張れるほどになりました。

面談を通して、Cさんが事件を起こしてしまったのは、「優しさや暖かさの中で育つてこなかったのかな?」と思うことがありました。青少年の犯罪や非行を未然に防ぐためにも、家庭では愛情を持って子どもに接することが大切だと感じました。

川西保護司会では、保護司同士のつながりを大切にしながら、それまでの知識や対応力を高めるための研修会などを行い、対象者が私たちとの交流の中でも立派な事例を勉強し、各自の事情を抱えた対象者に 대해、じめ様な事例を抱えた対象者に 대해、適切な助言ができるよう準備します。



保護司との交流を  
立ち直りのきっかけに

## 保護司としての1ヶ月の活動例



対象者との面談  
(1回目)

保護司会の  
定例会に参加

対象者との面談  
(2回目)

保護観察所へ  
報告書を提出

毎月2回程度対象者と面談し、最近の生活状況などについて話し合い、必要に応じて指導・助言を行います。対象者との関わりについて悩んだり、何か問題が生じた時には、保護観察所に連絡して助言を受けたり、保護司会の定例会で他の保護司に相談することもあります。月末には、保護司の活動について報告書にまとめ、保護観察所に提出します。

犯罪や非行を防止するための取り組み

保護司活動には、対象者やその関係者との面談以外に、保護司として必要な知識を身につけるための研修への参加、学校と連携した非行防止のための取り組みなど、様々な活動があります。また、「社会を明るくする運動」では更生保護に関する啓発活動も行っています。

## 社会を明るくする運動とは

地域住民の皆さんに犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深めていただき、安全で安心な明るい地域社会を築くための運動です。毎年7月の強調月間には、保護観察所や保護司会が中心となり各種広報活動を行っています。川西保護司会では、例年は町内ショッピングセンター前などで啓発を行うほか、小・中学校や高校から作文コンテストの応募もいただいています。

保護司の活動に興味がある人は

保護司として活動するには、自治会やPTA活動などをはじめとする「地域活動」を通して地域社会に精通しており、自らの生活が安定しているなど、一定の要件を満たす必要があります。



# 更生保護を支えるボランティア活動

更生保護ボランティアには、保護司会以外にも次のように様々な団体や活動があります。それぞれの団体は、保護観察所や保護司会とも連携・協力し、更生保護に取り組んでいます。

川西地区更生保護女性会

女性としての立場から、地域社会の犯罪・非行防止のための啓発活動や更生支援活動を行なうボランティア団体です。

「社会を明るくする運動」では、川西保護司会と協力し、街頭啓発などを行っています。そのほか、更生保護施設へ「おふくろの味」を届けるディナーサービスも行っています。

協力雇用主会（つばさの会）

犯罪や非行をした人の立ち直りには、就労し生活の安定を図ることが大変重要です。しかし、こうした人々はその前歴ゆえに職に就くことが容易ではありません。

つばさの会はこうした人々を雇用し、その立ち直りに協力する川西市、猪名川町の民間事業者の団体です。



福祉課  
大西 崇 たかし 課長

また、特に未成年の犯罪を抑止するためには、家庭内で子どもたちに愛情を持つて接することが大切です。家族同士でのコミュニケーションを取り、まずは各ご家庭で犯罪の抑止を心がけていただければと思います。

更生保護の取り組みは、罪を犯してしまった人に対する過剰な支援のように感じる人もおられるかもしれません。しかし、罪を悔い改め、「立ち直りたい」と願う対象者の支援を行うことは、その対象者のためでもあります。

住民の皆さんには、更生保護制度や保護司さんの活動などへのご理解をいただくとともに、できる範囲での協力や温かい見守りをお願いできればと思いま

一人ひとりができる支援を



川西保護司会で16年間保護司を務められた森田さんに保護司を始めたきっかけとやりがいなどを伺いました。また、保護司が対象者との面談以外に行っている活動のほか、保護司以外の更生保護ボランティア団体の活動を紹介します。

保護司をやつてみようと思つたのは、60歳で仕事を定年退職した頃でした。地域の人から「保護司が不足しているから協力してほしい」と言われたことがきっかけです。一昨年に保護司の定年を迎えるまで活動を続けていていただきました。

Q 保護司になつたきっかけは？



する」ともあつたので、大変だと感じたこともありますね。

あとは、薬物中毒の怖さがわかりました。保護司の役割を通じて多くの子どもたちが違法薬物に手をつけてしまっている現状を知り、対象者との面談を通じて薬物中毒から立ち直ることの難しさを感じました。